

当社の運転性能の確認並びに負荷運転について（6年1回）

当社では運転性能の確認並びに負荷運転において、以下の通り点検いたします。

1) 有資格者による調査及び運転性能の確認、負荷運転の実施 ※あくまでも当社の定める最低基準です

試験前調査	低圧電気取扱者特別教育受講者
負荷運転前の確認	自家用発電機専門技術者
擬似負荷運転	第二種電気工事士
報告書作成	第1種消防設備点検資格者

2) 点検要項に準じた点検の実施

消防庁の定める点検要項には、運転状況と、運転切替性能の2項目が定められています。
お客様の要望により、運転性能のみ、または運転切替性能の両方の点検を実施させていただきます。

3) 負荷運転前の確認事項の実施厳格化と報告書の作成

負荷運転の際には、消防庁により負荷運転前の確認事項が詳細に定められています、特に負荷運転前の確認事項は長期に渡って無負荷運転を実施してきた危機においては重大事故を未然に防ぐ意味で大変重要であると考えています。また、点検直後に災害が起きてても危機が正常に稼働するよう、お要望に応じて燃料の補給なども実施いたします。

点検要領(平成14年6月11日消防予第172号)

- 運転状況
擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。
- 運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。）
定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状況を室内の度等により確認する。

改正後の負荷運転前に実施する点検基準

- ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であると。
- イ 運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。
- (ア) 擬似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者及び防火管理者と十分打合せを行って実施すること。
- (イ) 負荷運転前の確認事項 負荷運転前に、設備全般にわたり次の事項を確認すると。
 - a 機器点検における始動試験の始動前の確認事項
 - ・原動機と発電機のカップリング部のボルト、ナットに緩みがなくフレキシブルカップリングの緩衝用ゴムにひび割れ等の損傷がないこと。
 - ・原動機潤滑油の汚損がないことをオイル試験誌等で確認すること。
 - ・吸排気弁の開閉時期及び燃料噴射時期が製造者の指定範囲内であること。
 - ・燃料噴射弁の噴射状態が正常で噴射圧力が製造者の指定範囲内であること。
 - ・燃料及び潤滑油こし器に異常なごみ、金属粉等の堆積物がなく、損傷、変形等がないこと。
 - ・予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。
 - ・点検栓に変形、損傷、絶縁不良がないこと。
 - ・継電器の本体、ケース、コイル、内部配線及び部品の損傷、主接点及び補助接点に接触不良、接点荒れ等の異常、円板と磁石間にじんあい鉄粉等の付着がないこと。
 - b 当該点検項目以外の項目で確認された不備事項が改善されていること。
- (ウ) 負荷運転後の確認事項
 - a 負荷運転の終了後は、スイッチ、ハントドル、弁等の位置が自動始動運転 待機状態になっていることを確認すること。
 - b 消費した燃料、冷却水が補給されることを確認すること。